

静岡県側の登山規制における登山ガイドの扱いについて

(静岡県富士山世界遺産課)

1 概 要

- 静岡県では、令和7年度の開山期から、静岡県側の3登山口（富士宮口・御殿場口・須走口）において、登山規制を行います。
- 原則、登山ガイドの皆様も入山規制の対象となり、ルール・マナーの事前学習の修了や、午後2時から翌午前3時までに入山する場合の山小屋宿泊、入山料の納付が必要となります。
- ただし、地元市町等の認定を受け、安全登山や保全活動に資する活動を行う次のガイドについては、静岡県富士登山条例第2条第2号に規定する業務（山岳遭難を未然に防止するための業務）に従事する者として、入山規制の適用除外となります。

対象	担当
①静岡県安全快適な富士登山推進会議の構成機関である登山ガイド団体	静岡県富士山世界遺産課 (054-221-3746)
②富士山スカイライン確認証の交付を受けている登山ガイド	富士宮市観光課 (0544-22-1155)
③小山町富士山須走口登山認定ガイド	小山町商工観光課 (0550-76-6114)

※市町認定制度の詳細は、各市町担当課までお問い合わせください。

※①～③のいずれかに該当すれば、それぞれの市町で認定を受ける必要はなく、3登山口いずれも適用除外となります。

2 手 続

- 該当する方については、事前に登山者除外申出書の提出をお願いいたします。
- 開山期間中は、一般の登山者の入山証を確認するため、各登山口に現地スタッフ（警備員）を配置する予定です。通行時は、適用除外になる旨を伝え、指定する証を提示していただくようお願いいたします。

対象	提出書類	入山時に携帯する証
①静岡県安全快適な富士登山推進会議の構成機関である登山ガイド団体	・登山者除外申出書 ・任意の証（腕章、身分証等）の写真（横型）	申出書で添付した証
②富士山スカイライン確認証の交付を受けている登山ガイド	・登山者除外申出書 ・任意の証（腕章、身分証等）の写真（横型） ・富士山スカイライン確認証（発行済みの場合）	申出書で添付した証
③小山町富士山須走口登山認定ガイド	個人、団体単位での提出は不要 （小山町から一括して提出済み）	小山町富士山須走口登山認定ガイド認定証 （小山町発行）

※富士山スカイライン確認証の交付を受けている登山ガイドとして申出を行う場合、県では富士山スカイライン確認証の発行を確認でき次第、申出書を受領しますので、御了承ください。

※団体単位で富士山スカイライン確認証の交付を受けている場合は、団体として適用除外の申出を行っていただくことが可能です。

3 提出期限

原則、業務に従事する日（入山予定日）の2週間前

- ※申出の際には、内容確認後、必ず、県から申出書受領完了の連絡を行います。受領完了の連絡を得ないまま、入山しようとする場合、入山規制の対象となりますので、御注意ください。
- ※現地スタッフへの情報共有にタイムラグが生じますので、期間に余裕を持って御提出ください。

4 提出先（メール可）・問合せ先

静岡県富士山世界遺産課

住 所：〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

メール：sekai@pref.shizuoka.lg.jp

電 話：054-221-3746 F A X：054-221-3757

5 注意事項

- ・入山手続は、行政書士法に定める「官公署に提出する書類」の作成に該当します。条例適用除外となる登山ガイドが登山者の入山手続の一括申請を行うに当たり、報酬を得る場合には、行政書士及び行政書士法人以外の者は行うことはできません。御注意ください。
※県では各登山者が個人で入山手続を行っていただくことを推奨しています。
- ・上記の登山ガイドを伴い入山する登山者については、ルール・マナーの事前学習の修了に代わるものとしてみなすことができます。現地で入山手続を行う場合、受付でお申し付けください。
※事前登録システムで入山手続を行う場合は、システムの設計上、事前学習を省略することができませんので、御了承ください（アプリ内の事前学習は10分程度で終わります）。
- ・山梨県側から入下山する場合は、山梨県側の登山規制の対象となります。別途、山梨県で手続が必要となりますので、御注意ください。

【入山手続受付場所（想定）】

登山口		事前登録システム ^有	事前登録システム ^無
富士宮口	水ヶ塚P（5時～13時）	○	×
	五合目（24時間）	○	○
御殿場口新五合目（24時間）		○	○
須走口五合目（24時間）		○	○

◆ 登山規制の概要は静岡県ホームページから御確認ください。

【静岡県各3登山口における登山規制の実施（静岡県ホームページ）】

<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/mtfuji/1002809/1072062.html>

登山者適用除外の申出書（様式）は『5 登山者から除外される者（条例適用除外）の届出』の「その他（警察・消防、山小屋・売店、地方公共団体が行う業務等）」からダウンロード可能です。

登山者に該当しないことの申出

年 月 日

静岡県知事 様

住 所
氏 名
(団体にあっては団体名及び代表者職氏名)

静岡県富士登山条例（令和 7 年静岡県条例第 24 号）第 2 条第 2 号に規定する登山者から除く者に該当する者として、次のとおり申し出ます。

該当者	(個人の場合は氏名、団体等の場合は所属名を記載)
該当事由	ア 山岳遭難に係る捜索又は救助に関する業務 イ 山岳遭難を未然に防止するための業務 ウ 山小屋、避難小屋、売店その他登山者の利便に供する施設の運営に必要な業務 エ 上記以外で、公益性が高いと認められる業務で規則で定めるもの ※「エ」を選択した場合は、次の項目も必ず選択する
上記でエの場合のみ	1 非常災害に対処するための業務 2 森林の保続培養又は森林生産力の増進のために行う伐採、造林、保育等の業務 3 生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害の防止のために行う鳥獣の捕獲等の業務 4 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 号に規定する自然公園の管理の業務 5 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 15 条及び第 42 条第 1 項に規定する県道の管理及び維持又は修繕の業務 6 公共工事の施工又は監理の業務 7 警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 1 項に規定する警察の責務の遂行のための業務 8 静岡県世界遺産富士山基本条例（平成 27 年静岡県条例第 31 号）第 2 条第 2 号に規定する富士山の保全の業務 9 次に掲げる設備又は工作物の設置、維持、解体その他の業務 ア 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 26 号に規定する放送事業者の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 2 号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。） イ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物 ウ 電気通信事業法第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業の用に供する電気通信設備 10 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして知事が認めるもの
備考	業 務 内 容： 入山日（予定）： 開山通期（初回 月 日） ・ 特定の日（ ） 従 事 人 数： 人程度（ 人程度/日） 担当者連絡先： (TEL) (mail)

※ 該当する事由を○で囲むこと。

※ 選択した事由を識別できる証（腕章、確認証、証明書等）の写真を添付すること。

※ 入山する際、当該申出に添付した証を現地スタッフに提示すること。

※ 原則として入山日より 2 週間前までに到達させること。

【記載例】

登山者に該当しないことの申出

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇〇
氏 名 〇〇ガイド団体 代表〇〇〇〇
(団体にあつては団体名及び代表者職氏名)

静岡県富士登山条例（令和 7 年静岡県条例第 24 号）第 2 条第 2 号に規定する登山者から除く者に該当する者として、次のとおり申し出ます。

該当者	(個人の場合は氏名、団体等の場合は所属名を記載) 〇〇ガイド団体	・団体の場合は、団体で共通の証を御準備の上、団体単位で届出を行っていただきますようお願いいたします。 ・業務として入山する必要がない者が証を使用し入山することがないように、御配慮ください。
該当事由	ア 山岳遭難に係る捜索又は救助に関する業務 イ 山岳遭難を未然に防止するための業務 ウ 山小屋、避難小屋、売店その他登山者の利便に供する施設の運営に必要な業務 エ 上記以外で、公益性が高いと認められる業務で規則で定めるもの ※「エ」を選択した場合は、次の項目も必ず選択する	
上記でエの場合のみ	1 非常災害に対処するための業務 2 森林の保続培養又は森林生産力の増進のために行う伐採、造林、保育等の業務 3 生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害の防止のために行う鳥獣の捕獲等の業務 4 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 号に規定する自然公園の管理の業務 5 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 15 条及び第 42 条第 1 項に規定する県道の管理及び維持又は修繕の業務 6 公共工事の施工又は監理の業務 7 警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 1 項に規定する警察の責務の遂行のための業務 8 静岡県世界遺産富士山基本条例（平成 27 年静岡県条例第 31 号）第 2 条第 2 号に規定する富士山の保全の業務 9 次に掲げる設備又は工作物の設置、維持、解体その他の業務 ア 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 26 号に規定する放送事業者の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 2 号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。） イ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物 ウ 電気通信事業法第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業の用に供する電気通信設備 10 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして知事が認めるもの	
備考	業 務 内 容：登山ガイド業務 入山日（予定）：開山通期（初回 7 月 20 日） ・ 特定の日（ ） 従 事 人 数： 10 人程度（ 2 人程度/日） 担当者連絡先：〇〇〇〇 (TEL) 〇〇〇〇〇 (mail) 〇〇〇〇〇	

※ 該当する事由を○で囲むこと。

※ 選択した事由を識別できる証（腕章、確認証、証明書等）の写真を添付すること。

※ 入山する際、当該申出に添付した証を現地スタッフに提示すること。

※ 原則として入山日より 2 週間前までに到達させること。